

赤穂市転入者定住支援金交付事業実施要綱

平成19年3月30日

訓令甲第20号

(目的)

第1条 この要綱は、赤穂市内で住宅を取得し、定住する意思をもって転入した者に対して、転入者定住支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、転入及び定住を促進し、もって活力に満ちた地域づくりを行うとともに市内の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に、本市の住民基本台帳に記載され、かつその生活基盤が専ら市内にあることをいう。
- (2) 住宅取得 自らが居住するため、本市内に住宅を新築又は購入（中古住宅、分譲マンションを含む。）し、所有権保存登記又は所有権移転登記することをいう。
- (3) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定するものをいう。

(対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に住宅を取得し、かつ、当該期間中に転入した者（転入前1年間の間に、本市の住民基本台帳に記載された者を除く。）であって、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市に定住する意思があること。
- (2) 本事業による支援金又は赤穂市若者世帯住宅取得支援金の交付を受けていないこと。
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であること。
- (4) 取得した住宅の所有権割合が、世帯全員で5割以上であること。
- (5) 住宅の延床面積の2分の1以上に相当する部分を、専ら自己の居住の用に供しており、当該部分の延床面積が50平方メートル以上であること。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額及び交付方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支援金の額は1人で転入した場合は10万円、2人以上で転入した場合は20万円とし、赤穂商工会議所が発行する商品券により交付する。
- (2) 申請日において義務教育終了前の世帯員がいる場合は、前号の額に1人につき5万円を加算する。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入した日から起算して1年以内に転入者定住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 建物の登記事項証明書又はその写し（申請時において建物が未登記のときは、登記後速やかに提出）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、転入者定住支援金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた申請者が支援金の交付を受けようとするときは、転入者定住支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(レポートの提出)

第8条 支援金の交付を受けた者は、市長が別に定める形式によるレポートを1回、市長が定める期限までに提出しなければならない。

(住所異動等の届出)

第9条 支援金の交付を受けた者は、転入した日から5年を経過するまでの間に、住所異動等、第5条の規定による申請内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した支援金の全部又は一部を現金又は赤穂商工会議所が発行する商品券で返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の返還をさせようとするときは、支援金を返還すべき者に対し、その理由を通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 平成21年12月31日までの間に住宅を取得し、かつ転入した者については、なお従前の例による。
- 3 削除
- 4 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の赤穂市転入者定住支援金交付事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第3条各号に規定する要件のすべてを満たす者で、平成21年10月1日から同年12月31日までの間に転入し、かつ平成22年1月1日以降において住宅を取得したものは、旧要綱第4条及び第5条の規定を適用する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日までの間に住宅を取得し、かつ、転入した者の申請については、なお従前の例による。
- 3 平成22年1月1日から平成25年3月31日までの間に住宅を取得した者については、第3条中「住宅を取得し、かつ、当該期間中に転入した者であって」を「転入した者であって」に読み替える。
- 4 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の赤穂市転入者定住支援金交付事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第3条各号に規定する要件のすべてを満たす者で、平成22年1月1日から平成25年3月31日までの間に転入し、かつ、平成25年4月1日以降において住宅を取得したものに係る支援金の額は、旧要綱第4条の規定を適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日までの間に住宅を取得し、かつ、転入した者の申請については、なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に住宅を取得した者については、第3条中「住宅を取得し、かつ、当該期間中に転入した者であって」を「転入した者であって」に読み替える。

付 則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の赤穂市転入定住支援金交付事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に転入を行った者について適用し、同日前に転入を行った者については、なお従前の例による。